

大口よしのり通信(号外)

大口よしのりホームページ ▶ <http://www.oguchi.gr.jp/>



▲衆議院議院運営委員会で質問に答える法案提出者の大口よしのり議員
= 6月12日 衆議院第1委員室

「情報監視審査会」を設置

国会法改正案が可決成立

特定秘密保護法の運用を監視する常設機関「情報監視審査会」を衆参両院に新設するための国会法改正案は6月20日夕刻に開かれた参議院本会議で採決され、自民・公明の与党両党などの賛成多数で可決・成立しました。

これは、大口よしのり衆議院議員（公明党特定秘密保護法のフォローアップに関するプロジェクトチーム座長）が自民、公明両党の「与党国会及び政府の情報機能の強化に関するプロジェクトチーム」の公明党側の責任者として、終始論議をリードして法案のとりまとめに尽力し、通常国会の事実上の最終日に成立にこぎつけたものです。

※「情報監視審査会」についてのQ&Aは2面参照

■ 大口議員が提出者となった法案一覧(第186回通常国会)

法案名	提出会派	結果
国会法等の一部を改正する法律案(情報監視審査会設置法案)	自民、公明	成 立
女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ集中的な推進に関する法律案	自民、公明	衆院で閉会中審査
死因究明等推進基本法案	自民、公明ほか	衆院で閉会中審査
国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律案	自民、公明	衆院で閉会中審査

国会に設置される「情報監視審査会」等に関するQ&A

問1 情報監視審査会を設置する趣旨・目的は何ですか。いつから設置されるのですか

国会法等の一部を改正する法律は、昨年成立した特定秘密保護法附則10条の規定に基づく検討を踏まえ、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策について定めることを目的とするものです。

その方策の中核として設置されるものが、情報監視審査会であり、衆議院及び参議院に常設の組織として置かれるものです。

また、情報監視審査会の任務及び権限の内容は、大きく2つあります。1つは、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を監視し、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して、当該運用について改善すべき旨の勧告をすることです。勧告をした場合、情報監視審査会は、行政機関の長に対し、勧告の結果とられた措置に

ついて報告を求めることができます。

もう1つは、国会の委員会（衆議院の外務委員会や安全保障委員会、参議院の外交防衛委員会など）や参議院の調査会などからの要請を受けて、その委員会などに対する特定秘密の提出の求めに行政機関の長が応じないことについて審査をし、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して、その委員会などに対し特定秘密を提出すべき旨の勧告をすることです。

なお、6月12日の衆議院の審議において、参考人の方が「国会がこの制度で主役の地位を回復しつつある制度ができるようになってきた」と評価されています。

また、平成26年12月12日までに設置されることとなります。

問2 国会に監視機関を置くことの意義は何ですか

まず、従来から国会が有している行政監視の機能をさらに高めることです。また、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について、行政の外から監視を行うことが重要です。

さらに、これまで与党議員でさえ見ることのできなかった特定秘密を、野党の議員も含めて見ることができるようになります。

※さらに詳しい内容をお知りになりたい方は、大口よしのり議員のホームページの政策提言にアップしておりますのでご覧ください。

なり、国政に生かすことができるようになります。

なお、特定秘密を所管する森まさこ大臣も答弁の中で、「國權の最高機関たる国会から特定秘密の提供が求められた場合には、政府としてはこれを尊重して適切に対応してまいります。」と発言されています。

2014年6月23日付 日経新聞社説から（抜粋）

- 「自民党は当初、国会が特に求めたときのみ政府が説明すればよいとの立場だった。公明党が監視機関が必要だと主張して常設することになった。」
- 「特定秘密に指定される情報の多くは安全保障に関わる案件だ。与野党が国際情勢について事実認識をほぼ同じくすれば国会論戦ももっとかみ合うようになるだろう。」
- 「常設機関を設けるからには有効活用しなくてはもったいない。国会議員と省庁幹部が外交・安全保障などを巡り、自由に意見交換する場に使ってみるのも面白い。」

集団的自衛権について読売新聞のインタビューを受ける

このほど大口議員は、読売新聞静岡支局のインタビューを受け、7月9日付の読売新聞朝刊静岡版35面にその内容が掲載されました。その大要は以下の通りです。

—— 政府の新たな見解は、従来と何が変わったのか。

「憲法上許されている、自国防衛のための自衛措置の範囲を若干、広げた。日本防衛のため、公海で活動中の米艦船が攻撃を受け、それが日本への武力攻撃の端緒、着手と判断されるかどうか紙一重のケースなどに対応できるようにした。国際法上の集団的自衛権が意味する他国防衛を目的とした攻撃が認められたのではなく、専守防衛は変わらない」

——なぜ、今、政府見解を改める必要があったのか。

「集団的自衛権を巡る従来の政府見解が出された1972年は冷戦中で、米国対ソ連という枠組みがあった。現在は弾道ミサイルや核兵器、大量破壊兵器がすでに開発、保有されている。サイバー攻撃や国際テロなど、日本に対する脅威の相手と手法に境目がなくなり、他国に対する武力攻撃をきっかけに、国の存立が脅かされる事態が起こりうる。これに対し、隙間のない対応をしなくてはいけないためだ」

「日本は日本だけでは防衛できない。(日本の防衛に不可欠な)日米同盟は、日米両国民の支持がないと維持できない。日本のために活動している米軍が攻撃を受けた時、能力があるのに日本が反撃しなければ、米国民はどう思うか。今回の解釈は、同盟強化と抑止力を高めるのにつながっていく」

—— 日本が戦争をする国になることは本当にはないのか。

「あくまで自国防衛のための自衛の措置だという枠にははめた。当初、限定容認の新3要件は『国民の権利が根底から覆されるおそれ』という表現だったが、公明党が広すぎると主張し『明白な危険がある場合』まで限定した。解釈の限界を示したこと、これ以上の拡大は憲法の改正が必要だという歯止めをかけた」

——「明白な危険」という表現でも抽象的ではないか。

「私も党内の議論でかなり厳しく追及した。判断基準は明確じゃなきゃいけない。衆院予算委員会で、内閣法制局がきちんと答弁をし、基準を明確にすることになる」(*注)

―― 政権が代わると憲法解釈も変わらぬのか。

「憲法は基本法で最高法規。政権が代わることでころころ変わらるようであれば法的安定性は崩れてしまう。政府見解はきちんとした安定性を持たなければいけない。そのためにはと72年の政府見解とは論理的整合性がある。憲法上許されに今回の自衛の措置も収めた。そのことで憲法9条の解釈に歴

—— 徵兵されることはないのか。

「憲法18条では『何人も、その意に反する苦役に服させられない』と定められている。憲法上、徴兵制は認められないということは自明の理だ」

(*注) 第一要件「明白な危険がある」について

- そのままでは、……国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況であること。
 - 事態の個別具体的な状況に即して、主に攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することになる。
 - 「明白な危険」というのは、単なる主観的な判断や推移等ではなく、客観的かつ合理的に疑いなく認められるというものであること。

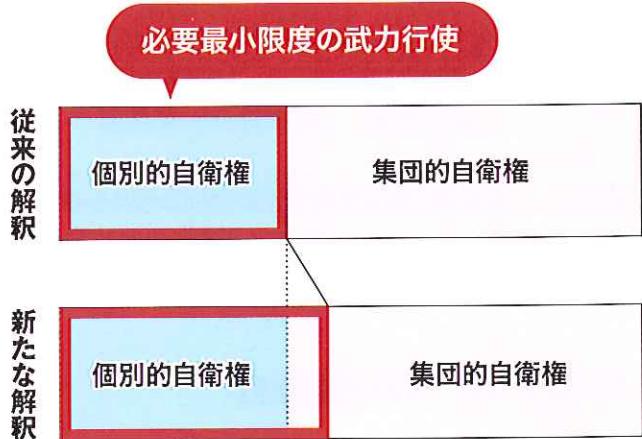
【2014年7月14日 衆議院予算委員会における公明党・北側副代表の質問に対する横畠内閣法制局長官答弁】



▲集団的自衛権について読売新聞のインタビュー

= 7月9日付 読売新聞朝刊静岡版35面 掲載

の憲法解釈との論理的整合性が必要だ。新見解衛の措置についてのエッセンスを継承し、その中
りがかかる」



南アルプス ユネスコ・エコパークを視察 — 静岡市

大口よしのり衆議院議員は7月7日、今年6月にユネスコ（国連教育科学文化機構）のエコパークに登録された南アルプスを視察するとともに、自然環境の保全と、持続可能な利活用、そしてリニア中央新幹線のトンネル工事で出る発生土置場問題などについて、地元代表の皆様と意見交換しました。

特に、ツバクロ沢平坦地（写真）は、両岸の崩落が続いていること、さらに発生土を置くことは、土石流災害の危険性があると、地域の住民はもとより、静岡県も静岡市もJR東海に計画の見直しを求めていました。

一行は視察終了後、井川地域の各種団体の皆様と意見交換会を開催し、大口議員は、皆さんのご心配をご要望を国に伝えていくと答えました。



静岡県の観光促進や道路網整備を要望 — 国交省

公明党静岡県本部（代表＝大口よしのり衆議院議員）と県本部の議員団は7月8日、国土交通省に太田国土交通大臣を訪ね、県内の交通網整備や観光促進等について要望しました。

要望では、国道1号静清バイパスの早期完成、浜名湖観光圈整備実施計画の推進、富士山フロント工業団地と新富士インターチェンジを結ぶ幹線道路の整備、東駿河湾環状道路西区間の平成27年度新規事業化などを求めました。さらに、前日視察した南アルプスのツバクロ沢平坦地の様子も大臣に直接伝えました。

これらの要望に対し、太田大臣は、現状をしっかりと把握するとともに、しっかり対応したいと述べました。



女性の活躍協力支援 — 政府目標達成へ実行計画

自民、公明の与党両党は6月11日、「女性の活躍推進加速化法案」（議員立法）を衆議院に共同提出しました。

この法案は、2020年までに指導的立場にある女性の割合を3割へと引き上げる政府目標の達成が柱となっています。提出には、公明党の大口よしのり、高木美智代、古屋範子の各衆議院議員と、山本香苗参議院議員が参加しました。

法案では、日本経済の持続的な発展には社会のあらゆる分野で女性の持つ能力を最大限に發揮することが重要だと指摘。国、地方自治体、企業に対して、女性のワーク・



ライフ・バランスの強化や、男性の育児、介護参加を促進する施策を求めていました。さらに、国や地方自治体に対して、女性の活躍を推進している企業から優先的に商品やサービスを調達すべきとしました。

発行:大口よしのり後援会

■国会事務所

東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第2議員会館308号 TEL03-3508-7017

■静岡事務所

静岡県静岡市葵区伝馬町23-6 TEL054-273-8739

大口よしのり
WEBサイト



Facebook

